

1. 件名：ALPS 処理水の海洋放出設備に係る通報基準に関する面談

2. 日時：令和5年8月3日（木）10:00～11:40

3. 場所：原子力規制庁4階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、大辻管理官補佐、松田室長補佐、横山係長、元嶋専門職

高橋係員（テレビ会議システムによる出席）

長官官房総務課事故対処室

木原室長補佐、田村室長補佐

福島第一原子力規制事務所

松本原子力運転検査官、木村原子力運転検査官、堀江原子力運転検査官

（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 3名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 原子力規制庁は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、ALPS 処理水の海洋放出設備に係る通報基準について、以下のとおり方針の説明を受けた。
- ✓ 異常やトラブル等により設備の運用を緊急停止した場合や意図しない形で ALPS 処理水の放出が行われた場合も含め、ALPS 処理水海洋放出設備に関連する事項について「福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法」に反映し、関係各所への通報及び公表を行っていく予定である。
- ✓ 一方、竜巻等の自然災害を事前に検知し、設備を計画的に停止する場合については、緊急停止としての通報の対象とはしない。
- 原子力規制庁は、上記の内容について確認した。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法（2022年12月28日読み替え）